平成２２年（フ）第９６号
三重県伊勢市西豊浜町1548番地
破産者　中西　　司
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第９７号
大津市八屋戸2395番地の１
破産者　有限会社星野建設
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５６８号
滋賀県草津市矢橋町字水曽245―４、商業登記簿上の本店所在地京都市山科区上花山花ノ岡町39番地
破産者　ペック株式会社
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３号
大津市雄琴２丁目15番35号、商業登記簿上の本店所在地大津市皇子が丘２丁目７番16号
破産者　株式会社エクステリアオーミ
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２号
長崎県五島市吉久木町731番地
破産者　株式会社福江シティモール
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所五島支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第５８号
山形県新庄市大字鳥越1532番地２号
破産者　矢口　栄一
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第１１８号
栃木県佐野市万町2774番地
破産者　柳澤　隼人
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２１４２号
埼玉県和光市下新倉４丁目３番18号　石塚ハウス104
破産者　川合　邦治
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３８号
さいたま市北区本郷町421番地１　ベリエ本郷507
破産者　米山　享利
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６８号
埼玉県北本市中丸１丁目237番地
破産者　島袋　　正
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７６号
埼玉県上尾市柏座１丁目２番３号　アゼリア・シティ上尾２―1102
破産者　髙橋　和幸
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７７号
埼玉県上尾市柏座１丁目２番３号　アゼリア・シティ上尾２―1102
破産者　髙橋れい子
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８２号
さいたま市岩槻区城南４丁目７番26号
破産者　山口　　登
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
神奈川県大和市深見3615番地３　県公社住宅３－５－８
破産者　郡山　隆史
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７７号
富山県高岡市明園町８番32号　ロイヤルコート弐番館202号、住民票上の住所富山市東中野町３丁目５番８号
破産者　黒川千鶴子
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２５号
富山市八日町157番地11
破産者　宮嶋　富枝
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２６号
富山市大山北新町806番地16
破産者　高尾　郁夫
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７６号
千葉県成田市西三里塚１―1448　レジデンス三里塚１―201、住民票上の住所富山市寺島872番地１
破産者　長濵　　進
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８２号
富山市上袋660番地２　パストラルハイムＴ102号、前住所富山市堀川町348番地２　信開ガーデンコート堀川106号
破産者　横山　徳次
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部